事務連絡

令和6年2月

事業者　各位

大和市　総務部　契約検査課

見積書等の押印見直しについて（通知）

大和市では、国をはじめとする昨今の押印廃止に向けた動きに合わせまして、今年1月1日より、見積書等に押印が無くとも受理をさせていただきます。

　つきましては、押印が無い場合について、書類の真正性を確認させていただくために、御社見積書等の余白に、次の情報を追記いただきたく、何卒宜しくお願い致します。

なお、従前のとおり、見積書・請求書等に押印があっても無効となるものではありません。

＜＜押印が無い見積書をご提出いただく場合の対処方法＞＞

押印のない書式において、ご本人の確認をおこなうため、御社所定の書式の余白等に、次の情報を必ずご記載ください。



・責任者と担当者が同一の場合は、「同上」で結構です。

・必要に応じて、書類の記載内容を確認させていただく場合があります。

事務担当：契約検査課　契約係

電話260-5341